

◆◆改正労働基準法の概要 (平成22年4月1日施行) ◆◆

(佐藤事務所 社会保険労務士 佐藤 康三)

今回は来年4月1日から施行される改正労働基準法の概要です。

改正点は

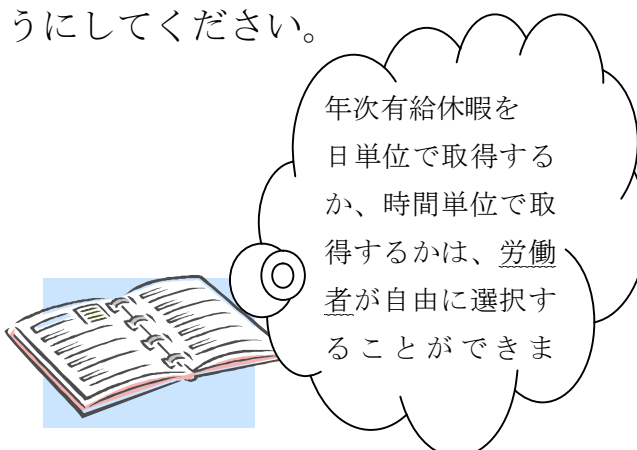
- ① 1ヶ月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金が50%となる。
- ② 年次有給休暇の時間単位での取得が可能になる。

の2点です。

①は中小企業に対して猶予措置がとられましたので、来年4月1日以降も当面は現行通り25%の割増賃金を支払っていれば問題ありません。しかし、いずれ中小企業にも適用されることは間違いなく、週40時間制の適用時において賃金引下げ等適切な措置を取らなかった時と同様に、残業問題に対するしっかりした取り組みを疎かにしているとコストの自然増加を招いてしまいかねません。

また、改正法においては「時間外労働・休日労働に関する労使協定」で月間45時間を超える協定を締結する場合、その割増率は労使協議の上決定しなければならず、25%を超えるよう努力義務が課せられました。これは中小企業にも適用されますので、労使協定の届け出のときは注意が必要です。

②については、「年次有給休暇を時間単位で与えなければならない」ということではなく、「労使協定を締結すれば1年に5日を限度として時間単位で与えることができる」という意味ですのでお間違えないようにしてください。



年次有給休暇を
日単位で取得する
か、時間単位で取
得するかは、労働
者が自由に選択す
ることができま

本誌は参考的な視点で提供するもので法的及び経済的判断の責任は一切負いません。

お問合せ: ナセル株式会社 東京都品川区南品川4-2-32 品川税経会館2F
TEL: 03-3471-0830 FAX: 03-3471-0850 E-mail: consulting@nasel.co.jp